

日本の農地改革——その意義と限界

Land reform of Japan ——The implications and limits

文学研究科社会学専攻博士後期在学

葛建廷

Ge Jianting

1. はじめに
2. 戦前の農地問題——農地改革の必然
 - 2-1 戦前日本農業の構造的特質
 - 2-2 「食糧危機」と「米騒動」
3. 第一次農地改革
 - 3-1 農林省原案の閣議提出
 - 3-2 第一次改革の実施と総司令部の反対
4. 第二次土地改革
 - 4-1 対日理事会の決定
 - 4-2 第二次改革法の成立
 - 4-3 改革の実施
 - 4-4 改革の実績
5. 農地改革の歴史の性格と意義
 - 5-1 農地改革の歴史性格
 - 5-2 農地改革の歴史的な意義
6. 結論

1. はじめに

戦後日本の農地改革はマッカーサーが「歴史上最も成功した改革」と述べ、彼の反対者たちも「占領政策中最も成功したものが農地改革だ」¹と断言しているように、それは非常に成功した改革であったとの評価が一般的である。世界の多数の国の農地改革が途中でやめられた点から見れば日本での農地改革は比較的に徹底的に行われたということが出来る。農地改革によって、農村における貧富の差がほとんどなくなり、戦前の農村における半封建的な諸制度や伝統的な因襲が打破されて、農村社会が近代化、経済の民主化にきわめて強い影響を与えたと考えられる。日本での農地改革の経験から、その成功の根拠を

¹庄司俊作『[日本農地改革史研究](#)』御茶の水書房、1999、19ページ。

明らかにし、かつその限界を指摘することが重要だと思われる。

日本の農地改革はほぼ 60 年に経った、この論文の目的は、今日的な視点から、日本農地改革の研究動向を整理・俯瞰する。

また、この論文は、日本の農地改革の遂行過程とその影響に関する一考察である。日本においては、早くからこのような改革に対する政治的要求が存したが、一般的な軍国的侵略主義に変質せしめられ結実しなかった。しかし、敗戦によって再燃し、占領軍の圧力のもとで、遂に法律上の手続きによって遂行された。その庇護のもとでなされた土地の再配分は、まさに徹底的なものであった。耕地の 3 分の 1 以上の所有権が移転せしめられ、農民の 70%、全国民の 30% が関係した。それは絶対の権力をもった占領軍を前提にしてのみ理解しうるほどの平静さで遂行されたのである²。その旧小作の生活水準に対する作用、さらに農業生産力、農民の政治的態度や行動に対するそれは大きくかつ持続的であった。

農地改革の役割は、戦後の日本の経済的諸条件の変化や、占領軍が実施した他の改革や、永年の間、日本人自身がもちつづけた改革への欲求などによる作用と区別することが困難である。しかし、この改革とそれが経済的・社会的・政治的諸側面に対し投じた効果を研究することは、日本の経済的・政治的将来に関心をもつ人にとっても、また、農地制度がまだ解決されないまま存続している国々の農業構造の改善に関心をもつ人々にとっても、興味ある課題たるを失わないであろう。

2. 戦前の農地問題——農地改革の必然

2-1 戦前日本農業の構造的特質

戦前の日本農業の構造的特質は、明治維新の地租改正（明治 6 年）を起点として、明治後期に確立した地主的土地所有制零細農経営であり、日本資本主義はこの地主制と零細農経営をその基底的構成部分として発展した。

この時、日本農業の基本的形態〔半封建的土地所有制＝奴隷所有制＝半隷農的零細農耕〕は、地租改正を基調に構成せられ、明治の中期頃、その固定的形態を確立したところであるが、日清・日露戦争を画期とする日本資本主義の産業資本確立の過程〔＝同時に帝国主義への転化の過程〕において、特に 1905 年以降の戦後恐慌の過程を通じ、その基調に、半封建的農業の危機を生むに至った³。農民にとって、その窮乏と破滅を意味する農業危機の発現が、他面、散発的ではあるが、明治政府の抑圧に抗し乍ら、小作人運動〔＝小作争議〕を展開せしめたところであった。第一次世界大戦の勃発は、日本資本主義に飛躍的な発展の機会〔＝東洋市場の奪取〕を提供し、独占＝金融資本主義段階への完全な成熟を遂げたのであるが、その発展は、農村内部における階級分化を促進し、大地主制の初展

²第 3 3 卷 天川晃／〔ほか〕編集『GHQ 日本占領史』日本図書センター、1997、11 ページ。

³三好四郎／著『半封建的土地所有論』刀江書院、1956、3 ページ。

と、中小地主の没落、中農層の分解（崩落）、零細小作貧農層の増大とを顕著にし、半封建的農業の危機的状態を一段と深化せしめたのであった⁴。それは先ず、現象的には農業生産の停滞的傾向、就中、大正初期に至るまで、漸次上向線を辿ってきた米麦主穀生産の停滞的傾向となってあらわれた。国内産米の供給不足、思惑的な米穀の投機的買占による急激な米価騰貴、一般物価の急騰を必然化し、勤労大衆の生活を破綻せしめて、深刻なる「食糧危機」の全国的な展開を成立せしめたのである。

2-2 「食糧危機」と「米騒動」

「食糧危機」の展開は、社会的不安を増大せしめ、社会的動搖はその極に達し、遂に、ロシア革命（大正6年）と世界的な革命的昂揚を背景に、所謂「米騒動」（大正7年）が全国的に爆発せしめたのであった。「米騒動」の全国的爆発が日本資本主義に与えた脅威は極めて大きく、それは、日本の労働運動及び農民運動を異常に刺戟し、一般民衆に大衆運動の威力と訓練を教え、農民運動の方法を個人交渉から大衆行動へ誘導し、特殊的には、全国的な運動を誘発、農民運動と結合して一大勢力を形成せしめ、後續する本格的な労働争議及び小作争議〔＝農民運動〕の昂揚を基礎づけたのである。換言すれば、「米騒動」は自然発生的な暴動に終始したが、その中には「下からの」危機克服への展望を孕み、半封建的地主制と、その上に構築されている国家機構に対する激しい闘争の発展的方向を内包していたのであって、それは、必然的に、維新以後未解決のままに残されてきた「土地問題」の解決を終極の目標とし、日本資本主義の基底に触れる労働争議及び小作争議の急激なる発展とつながっていたのである。しかし、それは、日本資本主義の基底を構成する「半封建的土地所有制＝半隷農的零細農耕」の構造を動搖せしめ不動の地主制に一転期を画するに至ったのである。農民闘争史上にもつ「米騒動」の画期的意義が所在した。それは、また、世界史的な視野からみれば、コミンテルンが日本の米騒動を『資本主義の一般的危機の構成部分』の一つとして指摘せるが如く、それ自体世界史的な変革の足場を提供したものであった。」⁵

前述のように、「米騒動」の直接的原因は、米穀生産の停滞傾向、それに伴う国内産米の供給不足、米穀の投機的買占による米価の急騰であった。

即ち、米価は第一次世界大戦への参戦を契機として大正6年頃より急騰を続けてきたが、大正7年には一層の急騰を示した。

「米騒動」富山の騒動から大宮の騒動となったのである。その及ぼすところ東京・大阪・京都の3大都市始め、全国180市町村、3府30余県に互って⁶、その形態も、大衆的な米穀廉価衰願運動、米穀獲得運動から米の大所有者・米穀投機業者、富有者等の脅迫及び家屋破壊、大衆デモなど多彩に互って、警察・軍隊の武力がこれに対抗し、その検挙されたもの無慮数万に達し、法廷で審理された数だけでも7、831人に上る大騒動であった。

⁴ 同上

⁵ 山田盛太郎「農地改革の歴史的意義」（東京大学経済学部『戦後日本経済の諸問題』有斐閣、1949、所収）182～183ページ。

⁶ 農地改革記録委員会／編纂『農地改革顛末概要』御茶の水書房、1977、33ページ。

3. 第一次農地改革

第二次大戦は連合国側が提示したポツダム宣言を日本が受諾し、無条件降伏して昭和20年8月15日に終結した。9月2日アメリカの軍艦ミズリー号上で降伏文書の調印が行なわれ、占領軍最高司令官にマッカーサー元帥が着任し総司令部がおかれた。日本の占領政策で重要な問題は連合国、すなわちアメリカ、イギリス、ソ連、中国の四力国の代表で構成される対日理事会において討議、決定された。

かくて日本民族は有史以来はじめて異国の支配を許すこととなり、好むと好まざるとにかかわらず敗戦の現実を体験しなければならなかった。軍国主義に慣らされてきた国民は思想の急激な転換を迫られ当惑した。しかしながら戦前、戦中を通じ、農民運動、労働、社会運動等の政治活動によって治安維持法違反に問われ弾圧され、獄につながれた人々は新時代の到来を喜んで迎えた。

農業は戦時中食糧確保と秩序維持の必要から食糧管理制度が敷かれ、政府によって農村は末端まであみの目をはりめぐらすように統制されていた。この食糧制度と農地法令等が農地改革の実施にあたり土台の役目を果たしたことは否定できない。しかしながら昭和13年の「農地調整法」で小作人の耕作権を強化させたのは農民の力がなさしめたのであって、相次ぐ小作争議を政府が黙視できなくなったからであった。その後の農地法の進展は農民が政府を動かしたといっても過言ではない。

戦後いち早く土地改革の言葉が聞かれたのは終戦直後の8月28日であった。全国農業会議の席上で新農業政策綱領が決議された。それは「農業により国家生産の基礎をすみやかに確立し、農業立国の国是を明瞭にするための一環として、農地の適正配分と土地改革の徹底」をはかるというものであった。この構想は抽象的な改良論にすぎなかったけれども、工業の再興までは及びもつかなかった荒廃した時期に打ち出されたのは、農民のたくましさを示すものとして注目される。

8月末になると、東久邇首相は「新日本建設の経論」と題して声明を発表し、民生安定は農業を軸として進めるべきであるとし、国民皆農と自給がのぞましいといった。そのため土地問題をどうするかについて「未墾地の開墾事業を大いにやる。またこれから不要になる軍用地を全部耕す。その上になお大きな既墾地の再分配ということも考えなければならぬのではないかと思う」と説明した。この発言には皇族首相が随分思い切った革新的なことをいうと驚かされたが、東久邇内閣の性格からみても首相が農地改革までを指して既墾地の再分配といったとは到底考えられない。具体的にどのような構想をもっていたか計りかねる。とにかく首相発言が一石を投げ、これを受けた形で朝日新聞が9月1日付の社説に「新農村建設と土地問題」という見出しで日本の農村問題をとりあげ、「由来食糧増産の隘路が土地問題に存することは関係者の熟知するところであったが、そもそも土地制度の改革は、相当の摩擦と障害とを予想せざるを得ないため、要路の有力者はあえてこの点に関して口をつぐみ、意識的問題の解決を遷延せしめて今日に及んだのである。いま首相宮殿下の大胆率直なる御所見の披瀝を得て、食糧増産の前途につき暗夜に光明を抱

くものは独り吾人のみに止らないであろう」と、土地制度の改革を促す論評をした。

土地改革の必要なことと、その機が熟しずつあることは国民間に漠然とながら認識されてきた。しかし、それを現実化する決定的な力が得られず焦燥を感じているところへ、日本民主化の方向を農地改革と結びつけた論説が外国から飛びこんだ。イギリスの新聞「マンチェスター・ガーディアン」が9月26日付けの社説で「農業改革こそ日本民主化への第一歩」と報じ、その要約が日本の新聞に載せられた。「軍部は打撃を受けたが、財閥、官僚、地主は依然存続しており、これに変革を加えるものは米国の積極的政策か、さもなければ日本の経済的困難以外にない。農業改革は日本改革の第一歩であり、農民生活を向上せしめることは日本の工業に対する低賃金労働の給源を断ち、また日本軍の徴兵力を減ずることとなり、一方農民の購買力の増加は国内の需要を増し、ひいては対外輸出と侵略とを緩和する効果がある。従ってこの点に対する米国の圧迫こそ日本民主化の唯一の途であろう⁷⁾」という内容であった。農民は待ちに待った農地改革が占領政策の一環として行なわれるかもしれないと予感し、大きな希望を見出した。

東久邇内閣は皇室に関する自由な討議と治安維持法等いっさいの弾圧法親の撤廃を総司令部から指令され、実行する前に総辞職した。

3-1 農林省原案の閣議提出

新聞報道されて2日後の11月16日、賛否両論が激しい異論中で、農林省原案は『農地制度改革に関する件』として閣議にかけられた。

原案の要綱は、「健全ナル農家ノ育成ニ依リ農業生産力ノ発展ヲ圖ルハ食糧生産確保ノ要諦タルノミナラズ日本再建ノ基盤ナルニ鑑ミ……農業停滞ノ要因タリシ農地制度ヲ根本的ニ改革セントス」と、明治以来続いてきた地主的土地所有制度にメスを入れる政府の姿勢を示した点で画期的といえよう。

松村農相は強硬論をもっており、要綱を決定する過程で事務当局との間に幾つか意見の相違がみられた。一つは改革の中心課題、二つは地主の保有面積の問題であった。農相は自作農の創設が最重要であり、小作農を減少させる方向にもってゆけば小作料の金納化は、考慮する必要がないと主張したのに対し、事務当局は小作関係の改善をはかり小作権の強化が現段階では大切で、そのために小作料の金納化を改革の中心に据えなければならないと主張した。在村地主の保有面積について農相は1町5反を限度とせよと厳しく言ったのに対し、事務当局は実現の可能性をまず考えて3町歩に引きあげるべく農相に進言した。結論として保有面積3町歩と小作関係の改善をはかることが要綱にもりこまれたのである。

保有面積は当初閣議に提出された要綱には含まれていなかったが、農相が閣議の席上に口頭で補足説明をした。閣議提出された要綱案は政党間の思わくがからんで若干の修正が加えられ3回目の閣議でようやく承認された。

⁷⁾稲村隆一『[日本における土地改革の歴史](#)』恒文社、45ページ。

閣議修正された要綱の中で最も重要な点は保有面積の限度が 3 町歩から 5 町歩に引きあげられたことである。これによって強制譲渡の対象となる地主の数は、概算で 100 万戸から 10 万戸に、小作地は 130 万町歩から 90 万町歩へと激減した⁸。

11 月 22 日に閣議決定された要綱は翌 23 日、新聞紙上を通じて公表された。昭和 20 年 11 月 23 日は農地改革上重要な意味をもち、この日の農地状態で第二次改革が行なわれ、以後の売買や小作地取上げはさかのぼって無効とされたのである。

3-2 第一次改革の実施と総司令部の反対

改正農地調整法は昭和 21 年 2 月 1 日から施行された。法律は閣議から国会審議へと経過するにつれて農相の当初方針より相当妥協的なものになった。

施行に先だって 1 月上旬に農地審議会が開かれ地主保有面積の都道府県別割当と物納小作料の基準が諮問された。保有面積については閣議決定、議会承認の「平均 5 町歩」と議会提案、政府承認の「最低 4 町歩ヲ下リマシテモ 4 町二近イ規模」の二つの条件を満たし、かつ各都道府県の自作農最高標準面積、耕作面積、反当農産物価格、反当農地価格等を勘案し割り出された。その結果、最高は北海道の 19 町歩で、最低は大阪、奈良等の 3 町 6 反に決められた。

市町村農地委員の選挙は 3 月中に行なわれることになった。しかしながら第一次改革は、実施する段階で法律の不備も手伝い幾多の問題点が指摘され遂行が危ぶまれてきた。学者による批判が相つぎ、輿論はより徹底した改革を要求し一次改革を支持しない方向に動いていた。こうした情勢の中で第一次改革をむなしくさせた決定的な原因は総司令部の反対であった。総司令部の内部では日本が農地改革に取り組み始めると符牒を合わせるように農業関係の組織が整えられ、21 年 1 月に農地改革の顧問としてウォルフ・ラデジンスキー少佐が来日した。彼は着任するや農地改革を丹念に調べあげ、この改革では日本を民主化に導く実効性に乏しいと感じたようだ。ラデジンスキー自身が埼玉県内の村々をまわり、さらに総司令部の係官を千葉県下に出向かせ調査させたところ、在村地主で 5 町歩以上所有している者は 1 人もいなかった。したがって改革によって解放される小作人もまた両県下で 1 人もいないことになる。彼は大和田等農林省担当官に対し改革を続行することに次のような異議をとらえたといわれる——「第一は保有面積 5 町歩というのは大きすぎる。第二は、国が直接買収しないで、当人同士で話し合っ、話がまとまらなければ県の農地委員会が裁定するというようなやり方では、とても能率が上がらない。地主が買うなどいけば、それで引っ込んでしまうではないか、という手続き上の問題。第三は農地委員会の構成は地主、自作、小作というふうに分けて、それぞれ 5 人ずつを選挙して、知事が、俗にいえば学識経験者を 3 人選ぶというシステムになっているわけですが、自作農というのは土地持ちで地主の味方になる。そうすると 5、5、5 の比率は、本当は 10 対 5 になって、小作人にとってきわめて不利だというわけです」

⁸第 3 3 巻 天川晃／〔ほか〕編集『GHQ 日本占領史』日本図書センター 33 ページ。

ラデジンスキーは3月に記者会見して改正農地調整法は「農業改革の第一歩であり、決して完全なものとはいえない」と第二次改革を示唆する声明を公式に発表している。

3月中に行なわれる予定であった市町村農地委員の選挙は総司令部の反対で、いつ実施できるともわからない状態であった。

4. 第3章 第2次土地改革

総司令部より発せられた指令に基づく政府回答が昭和21年3月15日提出された。内容は第一次改革案そのもので総司令部より指摘された保有面積等の点については「改正農地調整法の実施の経過に徹し且つ今後の情勢に応じ……考慮する要があらう」と、あいまいにぼかされている。旧体質たる寄生地主制を温存させる意図が明白だった。

当然のことながら総司令部はこの回答を拒否し、総司令部の意向に沿って積極的な改革を関係当局に促す一方、すでに世界の関心事になっていたこの問題を対日理事会の決定に委ねることにした。

4-1 第二次改革法の成立

対日理事会の決定、続く総司令部の勧告は敗戦国日本に問答無用の強制力を持っていた。しかし、それにも増して世界が注目した農地改革を確実に大過なく完遂できたのは、この時期に和田博雄という逸材を農林大臣にもったことであった。総司令部も彼を評価し、「新農相は徹底的な土地改革計画に反対でなく彼の主たる関心は改革を遂行することの困難にあった」と、第二次改革を実施できた理由の1つにあげている。

総司令部は日本の実状に合致した農林省の要望に対しては柔軟なところをみせたが、(1) 国が小作地を買収し、国が売渡す、(2) 地主の保有面積は1町歩の2点は頑として譲らなかつた。何回かの折衝が農林省と総司令部の間で行なわれ、7月26日、「農地制度改革の徹底に関する措置要綱」が閣議を通過した。かくて要綱に基づき作成された。「自作農創設特別措置法案」と「農地調整法改正法律案」は閣議決定後衆議院に提出され、10月5日衆議院を通り、続いて貴族院で可決成立したのは昭和21年10月11日であった。この2法が第二次改革法と呼ばれている⁹。

改革二法の内容について問題となった点

一、政府が買収し、政府が売渡す

二、地主の保有面積は内地平均1町歩、北海道4町歩。保有面積の計算は世帯単位で行なう

三、自作地は平均3町歩、北海道12町歩以下で「耕作の業務が適正でないもの」は超過面積を買収し、請負小作地、不耕作地等は全部を買収する

四、市町村農地委員会の構成は地主3、自作2、小作5とする。選挙は階層別に世帯単

⁹農地改革資料編纂委員会 『農地改革資料集成』 第4巻 御茶の水書房(発売)、1976、129ページ。

位の所有耕地面積、耕作面積で決定し、成年の世帯員はすべて選挙権、被選挙権を有す。中立委員は委員全員の同意により知事が任命できる。会議は公開とする

都道府県農地委員会の委員は地主 6、自作 4、小作 10 で、市町村農地委員が階層別に選挙し、ほかに農林大臣が学識経験者から 5-10 人の委員を任命する

五、市町村農地委員会が買収すべき農地を決定する

六、市町村農地委員会が農地買収計画を作成する場合、原則として計画作成当時の事実によって在村、不在村、自作、小作、農地所有面積等を決定するが、市町村農地委員会が相当と認める時は昭和 20 年 11 月 23 日当時の事実に基づいて計画をつくることできる。

七、一定の農地買収計画にしたがって、都道府県知事が買収命令書を交付すると、買収期日に政府は農地の所有権を取得する

八、市町村農地委員会が自作農となるべき者の申出により宅地、建物、採草地、農業施設等の買収を相当と認めたときは、政府はこれらのものを買収できる

九、開墾適地は保有面積にかかわらず政府が買収できる

十、買収した農地は、自作農として農業に精進する見込のあるものに売渡される

十一、農地価格は第一次改革に同じ。自作地制限面積まで報償金を交付する

十二、買収対価及び報償金は一部現金で、他は年利 3 分 6 厘、30 年以内の年賦支払の農地証券で支払われる

十三、小作農の農地代金は年利 3 分 2 厘、30 年以内の年賦支払ができる。年賦金と公租公課を合計して年生産物価格の三分の一を超える場合は減免される

十四、市町村農地委員会の承認のない農地の賃貸借の解除、解約、更新の拒絶は罰せられ、無効である

十五、小作料の金納化、引上禁止は第一次改革に同じ。

十六、最高小作料をさだめること。さらに小作契約の文書化を促す。

その後、総司令部の勧告を受けてさらに牧野も解放されることになり、自作牧野については農地と合計して北海道平均 20 町歩、都府県平均 5 町歩を超える面積が買収されることになった。ただし特に優秀な牧野については農林大臣が買収除外の指定を行なうという特例を認めた。

4-2 改革の実施

10 月 21 日「農地調整法改正法」と「自作農創設特別措置法」が公布され、さらに総司令部との再度にわたる折衝の上制定された「自作農創設特別措置法施行令」の中で農地改革は 2 年間で完了するむね明示された。法律の施行によって改革事業が始められた。

農地委員会

農地改革の母体となる農地委員会がつくられ、昭和 21 年 12 月末にまず市町村農地委員の選挙が全国 1 万 20 ヶ所で行なわれ、都道府県農地委員の選挙は翌 22 年 2 月に行なわれた。中央委員については総司令部との意見調整がやや手間どり 3 月に農林大臣によって任命され、会長には農林大臣が就任した。中央委員の構成は地主及び小作の代表者各 8

人、農業者団体の代表者 2 人、学識経験者 5 人からなっていた。小作代表には永年農民運動を闘ってきた猛者があたっていたため舌鋒はするどく、会議は終始小作側優位のうちに進められた。

第 1 回の中央農地委員会は 3 月 26 日に開かれ、そこで地主の保有面積及び自作地制限面積等基本的な問題が討議された。4 月の第 2 回中央農地委員会では末墾地の対価問題、5 月の第 3 回中央農地委員会で「宅地、建物、農業用施設の対価の基準」及び農地の公定価格等が決められ、委員会の決議にともない改革法も目まぐるしく改正された。

農地の買収

農地の買収は原則として年 4 回と定められた。これは主として農地証券（政府は買収対価と報償金の支払いに農地証券を交付した）を 1 回毎に色分けして印刷し発行する必要上一定の期間をおかなければならなかったからである。期日は小作料、租税等の点を考慮して決められ、第 1 回の買収は昭和 22 年 3 月 31 日、第 2 回は同年 7 月 2 日、12 月 2 日、23 年 2 月 2 日、3 月 2 日、7 月 2 日、12 月 2 日の 7 回がまずきめられた。さらに買収計画を急いで進めなければならなかったことから、新たに買収及び売渡しの期日として、22 年 10 月 2 日及び 23 年 10 月 2 日、また法律で定められた買収完了期限の 23 年 12 月 31 日が急につけ加えられた。これは当初予定していた最後の買収期日 12 月 2 日までに買収されるはずであったものもできるだけ取りこぼしのないように考えての趣であった。

吉田内閣（第 2 次）は農地の買収は期定通り 12 月末日で打ち切り、当然買収すべきであったものに限って昭和 24 年 6 月 30 日までに特に買収できるという閣議決定をしたが、総司令部に承認されなかったばかりか、さらに改革の進行を促がされた。そこで農政局長は通達で「農地等の買収は昭和 23 年 12 月 31 日限りで打切るものではない。次回の買収期日は昭和 24 年 3 月 2 日」と、第 11 回買収期日を指定した。第 12 回買収は昭和 24 年 7 月 2 日、第 13 回—10 月 2 日、第 14 回—12 月 2 日、第 15 回—3 月 2 日、第 16 回—7 月 2 日、第 17 回—12 月 2 日、第 18 回—26 年 3 月 2 日にと、指定期日に買収が行なわれたのである。

しかしながら農地買収は 22 年度中に 6 パーセント、23 年度中に 3.30 パーセントが行なわれ、法定最終期限の 23 年末には 93 パーセントに達している。一方、売渡しは当初買収よりおくれていたが 23 年末には 98 パーセントの農地が小作人の手に渡された。

農地の売渡し

農地の売渡しは買収にもまして困難な作業である。まず第 1 に行なわなければならないことは、売渡しを受けることができる者を決めること、第 2 には売渡しは公正に行なわれなければならないこと等が考慮された。

第 1 の売渡しを受ける者の順位は買収した農地別に定められている。第 1 順位の権利者が特定している場合——即ち小作地が買収された場合は、その農地を耕作していた小作人が最優先権をもち、その者が売渡しを受けるには「自作農として農業に精進する見込のあるもの」で「買受の申込」をした者でなければならない。第一順位の権利者がこれらの要件を満たさない場合、たとえば買受申込をしなかった場合でも、その者が耕作権を放棄しない限り、その土地を他に売り渡すことはできない。即ち買収した農地を小作人が買

わなかったときは国有地になり、小作人は国の小作人となるわけだが、改革にあたり地主の保有に残す等の考慮が払われた。そして買受けを希望しない者でも、売渡非適格者でも、その者のもっている耕作権は絶対に尊重するという基本原則はくり返し強調された。「自作農として農業に精進する見込のあるもの」の判定は難しい問題で、これに関し農政局長は通達で非適格者の判定基準として、(A) 極端な零細農家——大体 2 反歩未満（北海道で 5 反歩）、(B) 一時的耕作者の家庭菜園的農耕、(C) 耕作方法が著しく疎略であり、収穫高も著しく低い場合、(D) 耕作に従事する者が高齢者のみの隠居所帯であって耕作の業務を営む後継者が全然ない場合、と具体的に示している。

第 2 の公正の点は特に政府に要求される重要な課題で、そのために (1) 自作農となるべき者の農地を買い受ける機会を公正にすること (2) 自作農となるべき者の耕作農地を集団化し、その地方の状況に応じて、売渡すべき農地について田畑の割合を適正にすることが規定された。

中央農地委員会では、農地の交換分合に関する方針、すなわち農地の買受の機会を公正にするための農地の交換は、農地の売渡しに先立ってできるだけ行なうこと、農地の集団化をすすめるため交換分合も必要だが、実情を無視して強行してはならないことが決議された。

以上挙げたほかに改革事業は多くの問題をかかえ容易なことではなかったが、たとえ占領下とはいえ、これをわずか 2、3 年間で成しとげたことは驚異的というほかない。

4-3 改革の実績

改革の実績を数字であらわすと、昭和 20 年 11 月 23 日における耕地総面積は 5 百 8 万 5 千 2 百 9 町歩で、そのうちの 43・4 パーセントにあたる 220 万 9 千 8 百 65 町歩が小作地の総面積であり、これが農地解放の対象となった。政府が実際に買収した農地は 175 万 6999 町歩で、ほかに財産税物納等で国庫に納められた農地を合わせると 194 万 1982 町歩が小作人に売渡すべき農地として政府の所有するところとなった。この数字は政府の当初目標を 100 パーセント以上満たす成績であった。その結果残存小作地は約 10 パーセントになった。

農地の売渡し件数について近藤教授によれば、「昭和 26 年 3 月末までに農地売渡しを受けた件数は、全国で 420 万 1634 件である。その大部分は当該買収農地の小作農であったと考えることができるから、これを昭和 21 年 4 月 26 日における小作農、小作兼自作農および自作兼小作農の戸数、すなわち多少なりとも小作地を耕していた農家総数 382 万 5405 戸に対比すると 100 パーセント以上である。1 戸で 2 件以上の売渡しを受けている場合もあるから、小作農の全部とはいえないが、ほとんど大部分のものが農地を多かれ少なかれ売り渡されていると言っても過言ではなかろう」と、説明されている。

牧野の解放は比較的北海道地域に集中し、買収された総面積は 35 万 5377 町歩で、これを買受けた世帯数は 27 万 1960 戸であった。

最後に政府の改革事業に対し農地を強制買収される地主側は、ただ手拱してもしくは積

極的に日本の民主化に協力したわけではなかった。地主の反動は政府の買収計画に対する異議申立となってあらわれ、その件数は昭和 24 年において総数 94,253 件であった。訴訟にもちこまれたのは実数で 4,225 件、それがさらに違憲訴訟にまで発展したのは 119 件であった。ここで興味深いのは 119 件のうち、実に 109 件までが大地主が群衆する関東、東北地方に集まっていることである。彼らは封建的遺制たる寄生地主制をまもるために最期の強烈な抵抗を示した。判決は戦後の農地解放を合憲として彼らの訴えを斥け、同時にこれは地主制の崩壊を意味していた。

4-4 最後の成果

土地改革綱領〔第二次農地改革に関する二つの法律〕は 1946 年 10 月 21 日に国会を通過し、グラッドの示唆した補足的政省令によって変更され、前年度から討議決定された規定を含んでいた¹⁰。グラッドはつぎのように説いた。土地委員会の構成の改訂、低い地価の設定、法律の確定的な実施のタイム・リミットの設定を含んだ彼の示唆は、法案の改正として追加されなくてはならない。GS と NRS の間の、御し難いメモの交換ののち、ホイットニーが老練な政治的接近戦の選手として現われた。土地改革法が国会を通過したのち、1946 年 10 月 24 日に、NRS のプランナー達は、法律に補足する政省令を示唆するため、和田博雄農林大臣に会っている。その示唆はグラッドのメモとホイットニーのメモに照応している¹¹。

1939 年の農地調整法の改正と自作農創設特別措置法の規定によって、農業者は自ら耕作する三町歩の土地と小作人に貸された一町歩の土地を所有することができた。農業者の家族の所有する地片を除いてその制限を超える地所と不在地主の所有するすべての土地（小作地）は、売り戻すために低い固定価格で政府によって強制的に買い上げられる。地方（市町村と府県の）土地委員会は売り戻す土地の地片の決定、紛争の調停、新所有者への名義の授与を行い、土地移転の監督を行った。政府は 30 年満期の証券で地主へ支払い、小作人は同じ期間に政府に払い込む。小作人は現金で小作料を支払い、小作地取り上げから保護された。

アメリカのリフォーマー達の政治的・経済的・歴史的アサンプションズが（日本の戦後の土地改革）の政策策定過程で小作制度改革よりも小土地所有を強調せしめた。（ここで小作制度改革というのは小作制の全廃をも含意する。）農業の貧困、小作、軍国主義に対する農業的支持の間の連係をアメリカ側が洞察していたことが土地改革を緊急なものにした。最後に経済的機会と民主主義に寄せるアメリカの信念は、土地改革が農村における革命を防止するだろうとアメリカ側を確信せしめた¹²。

¹⁰ Memo for Record: Implementation of Land Reform Law," 24 October 1946, File 612, SCAP,NRS, Record Group 331, WNRC,1~2.

¹¹大和田啓気 『[秘史日本の農地改革](#)』日本経済新聞社、1981、180 ページ。

¹²農地改革資料編纂委員会 『[農地改革資料集成](#)』 第 4 巻 御茶の水書房（発売）、1976、5 ページ。

プランナー達の討議と論争は、日本における急進的な変化に対する彼等の態度を確信させる。彼等は終始一貫して革命よりすぐれて改革を標榜しかつ急進的措置が日本における民主主義を促進する場合にのみそのような変更のための措置をとった。そのうえ、かれらが標榜した変更の多くは日本の論者によってかつて提案されたものであって、そのような変化の要求、歴史と急進的な変化が必要であるとする広範な認識とによって、日本側の脈絡においてはそれだけ急進性が少しく弱くなっているように思われた。つぎの三つの政策論議は、とくに、日本における急進的変化へのアメリカ側のアプローチを明らかにする。すなわち、小作を残すという決定、三町歩という所有制限、低い地価の三つのことである。フィーリーのもともとの急進的な、小作撤廃という提案は、ラディジンスキーの、これを残すが小作条件を改善するという、より実際的な提案に代わった。この決定は小作制度を廃絶するよりもむしろこれを改革することについての、プランナー達の信念を明らかにしている。彼等は、地主と小作の間の経済関係を本来的に抑圧的なものと烙印をする（日本の一部の）マルクス主義的分析に対立するのであった。ラディジンスキーの小作を残すという決定は、これに伴う土地取り上げの制限と地代水準によって、地主と小作に弾力性を認めるという目的を達するのには失敗した。ロナルド・ドーア（Ronald Dore）が結論するように、それは、在村の地主、すなわち欲求不満の一大階級を残した。その多くは、その村の平均よりも小さい地所を耕し、彼等には僅かな利益しかもたらさない土地、それを取り返して自ら耕作することによって——彼等自らにとって唯一の有利な方途でこれを用いることが禁止されている土地に所有の名義をもっているだけである¹³。

個人の土地所有制限の三町歩についての討議は、他方において、一定の条件のもとでは、徹底的措置を主張するアメリカ的意欲を示している。三町歩の制限は政策策定の過程でおそく提案された急進的変更であった。しかしそれはプランナー達によって容易に受け入れられた。何故ならその制限は、小土地所有者に層く彼等の信念と日本の地主に対する彼等の疑念を確かめるものだった。しかし、アンドリュ・グラットの、三町歩の制限に例外を認めるための努力の成功は、かかる三町歩という制限規定の含意する急進的平等主義に若干の論者は快くなかったことを含意している。グラッドは改革が繁栄のために働いた農業者を罰すべきでない論ずることによって、マッカーサーの表明した（平等の）機会というアメリカ的理念を支持したのである。プランナー達のこの問題点に関する妥協の意欲は彼等のプラグマティズムを現わしている。

土地価格の論争は、最も顕著なものである。何故なら、それは土地改革綱領がプランナー達がもともと意図したよりもさらに急進的なものとなって現われたことを示唆するからである。この土地改革の最も成功的な特質の一つ——イソフレーションによって没収的になった価格——は、こうしてほとんど偶然に起こったのである。

これらの政策討議は、アメリカ側が急進的だが進化的変化という考えに誠実であったことを示す。その考えは理念について妥協する柔軟性と意欲性を必要としたのである。フ

¹³ Memo for Record: Implementation of Land Reform Law, " 24 October 1946, File 612, SCAP, NRS, Record Group 331, WNRC, 1~2.

イーリーが社会的かつ政治的ゴールを達成するために経済的措置を使用したのは、グラッドの土地委員会に対する態度の例の如く、政治的改革に重きをおく伝統的アメリカの主流から実は逸脱していたが、その改革は、アメリカ側が、要求したよりも急進的でなかった。

ラディジンスキーは、この土地改革を政治的に逆行的な地主に対する抑制として賞賛したが、この改革は、地主の富と力の伝統的源泉たる林地の再分配を行わなかった。土地改革の間に、若干の地主は肥料と燃料のための森林への伝統的な出入りを、小作人に拒否することによって小作人の譲歩を強制した。山村や森林地帯の農村では、それ故に、以前の地主は彼等の社会的・政治的優位を維持した。アメリカ側が林地を再分配しなかったのは、部分的にはヨーマン・ファーマーは農地しか経営しなかったからであり、富と力の源泉としての林地という概念がアメリカの伝統と合致しなかったからである。アメリカ側は林地を押えるのを正当化出来なかった。そういう行為は、農地の再分配と結びつく経済的利益がなくて、直接に地主の力の消滅を目的とする革命的措置であったであろう。

アメリカ側のプランナー達は、経済的機会が多くの人々をして貧困から逃避させるものだというアメリカ的信念に忠実だったのである。

偉大な民主的国民の間では常に大変に貧困な若干人とそして他に大変に富裕な若干のメンバーがいるであろう。しかし貧しい者は、貴族社会においてそうであったごとく、国民の巨大な大多数をなすのではなく、数においては比較的になく、法律は立ち直り難い世襲的困窮の束縛によって彼を拘束していない¹⁴。

5.

5-1 農地改革の歴史性格

農地改革の歴史的意義は、世界史的な資本主義の形成・確立、構造変化と再編過程における封建的あるいは半封建的土地所有の変革と農民解放の世界史的過程のうちに、位置付けることができる。

日本の農地改革は寄生地主的土地所有の変革の世界史的な過程のなかで独特な地位・性格を有しているとみることができる。それは高度に発達した資本主義の基礎的一環として存在する地主的土地所有をその改革の対象として、第2次大戦後という段階において、アメリカの占領下に、資本主義的再建の起点として遂行されることになったという独特な条件に根ざしている。

第2次大戦後という世界史的段階は、すなわち、社会主義国の拡大と両体制間の対立と競争、旧植民地体制の崩壊と植民地独立、資本主義の国内における民主勢力の増大の3点を主要な構成要素とするに至り、資本主義諸国が国家独占資本主義体制をとるに至った段階において実現されたという点で、日本の農地改革は東欧諸国の土地改革とかなりの類似性をもっている。しかし、両者を支配した占領軍の両極的差異、また農地改革後の農業再編の差異などで決定的な差異をもっている。このようにみれば、日本の農地改革は、封

¹⁴ Dore, Land Reform 142; cf. 188~94.

封建的あるいは半封建的土地所有の変革の世界史的過程において、「上からのブルジョア革命」¹⁵の系列に属し、そのもっとも最新の段階での完成として、独特な地位を占めている。すなわち、第2次大戦後という世界史的段階、つまり、封建的あるいは半封建的土地所有の変革が、資本主義圏と社会主義圏の並存・対立・競争の過程において、資本主義的再編の基礎としてもっともラディカルな形態をとった点で、独特な地位を占めている。

(1) 農地改革の不徹底な側面

①日本農業者の力で実施されず、上から与えられる形で農地解放が行われたことは、その後の日本の農業の復興・発展の道筋の中で農民の「自立性」を失わせ、農業者は、農業生産の展開についても補助金を中心とする様々な国や県の保護や援助に依存する。それによって食糧増産や選択的拡大など、その時期の政策目的に引っ張られ、方向付けられる受け身の対応にならされてきたと言える。

- ① 広大な山林原野にほとんど手が付けられなかった。農用開発用地としての未懇地は一部の買収、売渡がなされたが、農業と一体として育成・経営されるべき山林などについては全く手が付かず、未懇地も下から農業者自身の要求に基づく農業者自身の配分、開発計画によるものではなかった。
- ② 改革は上からの行政事務として画一的に行われたため、自作農であった農家が働き手を出征で失い一時預けていた農地などが無差別に買収・売渡しに付されたことや、零細地主がインフレでただ同然になった報償金以上の救済措置がなされなかったことなども、民主性の徹底性を欠く一面の現れと見ることができる。

このように農地改革の実施内容において不十分さを残したとされること自体、アメリカの占領権力の主導でそれが上から行なわれ、農業者自身の発意と力によるものでなかったことと無関係ではないと思われる。そして今日の時点に立ってみて、その後の高度経済成長による全国の経済社会の目覚ましい発展が農業発展との適切な結び付きによってではなく、むしろ土地や労働力の農業からの大量吸引、農産物の大量輸入などによる土地利用型農業生産の後退、それらによる穀物等基礎食糧の著しい自給度の低下など、むしろ農業の大崩壊を伴ってなされてきたことは、農地改革が農業者自身の力でなく上からの力によってなされ、不十分不徹底さを残したことと強く結びついているものと思われる。

農地改革が他の「民主化」政策と相まって、その後の高度経済成長の枠組みを構築したことからみて、それは旧体制の崩壊の中から戦後経済社会体制の新たな枠組みを形成したことを否定するものではない。たとえ、それが上からの改革ではあっても戦前体制の戦後体制への転換の重要な役割を演じたことは事実である。

これまでの農地改革の評価については、第1にそれが上からの改革であり、それ故に限界を有している点の指摘はほぼ共通しており、異論のないところである。

(2) 改革が経済社全体制の戦前から戦後への転換をなしたことについては一致しているように見える。しかし労農派の理論（大内力氏や大島清氏）では、「ブルジョアジーは地主を切り捨てることによって自己の危機を切り抜けた」とか、「農地改革は地主的土地

¹⁵東畑四郎、『松浦龍雄 昭和農政談』家の光協会、1980、31 ページ。

所有を突き崩すことによって、小農経済を国家独占資本主義に直結せしめたのであり……資本主義による農民把握のより明確な関係が作り出された」としている点で、農地改革のもつ戦前体制から戦後体制への切断と転換の意義が薄められ抽象化されているように見受けられる。大内力氏は『日本資本主義の農業問題』の第四章のなかで、「日本農村の民主化」を何よりも農民の「貧乏からの開放」としてとらえる。「講座派」が農民の貧乏の原因を「経済外強制」にもとづいて小作から高額現物小作料を収取する半封建地主制の存在に求めているのに対して、大内氏は「経済外強制」は明治維新改革で破棄され、小作農民から収奪される高額現物小作料も地主・小作間の自由な競争関係を通じて経済的に実現したものであるとする。日本農村に「封建的なもの」が残存しているとしてもそれは封建制度によるものではなくて、「思想・感情ないし慣行」として残存しているものにほかならない。こうして、日本農村の民主化、農村の貧乏からの解放は「日本資本主義の構造それ自体を変革し」とあり、それ以外にないとされる。また、このような立論から、農地改革の評価について、大内氏は当時存在した農地改革のもとの地主制度再編・温存説を厳しく批評し、地主的土地所有解放の程度の大きさ、農地買収・売渡価格の低さ、残存小作地についての定額小作料設定と賃借権強化など、どれをとってもこの改革が「地主的土地所有」の排除という点ではかなりラディカルなものであり、もしこの法律が完全に実施されれば、地主制度はほとんどまったく消滅すると考えていい」というように述べた。

この点について、講座派を代表する山田盛太郎氏は「農地改革の歴史的意義」のなかでは「軍事的半封建的、日本資本主義は日本の敗戦と共に崩壊した。日本の史上における一階梯としての軍事的半封建的、日本資本主義は明治維新以来、敗戦に至るまで約四分の三世紀にわたるその歴史的生涯をすでにおわった。一の階梯が終わり、新たな、より高次の階梯が画期されようとする。その画期＝変革〔民主主義革命〕の基本過程となるころのものは旧構造の基底〔半封建的土地所有制＝半隷農的零細農耕〕における変革的な再編でなければならぬ。かくして次の点が明らかである。日本における土地問題の解決は日本民主化の過程におけるもっとも基礎的な一要素を構成する。その意味において、今度の農地改革は民主主義革命期日本における最も重要な課題をなすところのものである。」というように述べた。また、農地改革の歴史的意義については「今次の農地改革の画期的意義は、①軍事的半封建的、日本資本主義の基底——半封建的土地所有＝半隷農的零細農耕——の構成をその根源において再構成し、日本農業を本格的農業への解放の道を拓き、②瓦解した軍事的半封建的、日本資本主義の揚棄としての日本経済再建の新しい基礎、土地所有＝農場経営の再編——を確立する方向を規定していること」と明確に規定している。農地改革（戦後改革）を社会・経済体制の歴史的転換点として正当にとらえていることが明らかである。

(3) 農地改革による地主的土地所有制の止揚だけでは問題の根本的解決たり得ないとする見解である。大内氏は「改革は農業問題を終局的に解決したものでなく、したがって土地問題さえも決して——終局的に解決されたとは言えない」とし、大島氏は「現代日本の農業問題は——土地所有制度の改革のみによって根本的に解決されるものではない。農

地改革による広範な自作農すなわち農民的小所有者の創設は農業問題を解決すべき農民の主体的結合を促進するよりは、むしろこれを困難にした」としている。

この点については、山崎春成氏の「農地改革は……資本と零細農民経営の矛盾を解決するものでなかった。農地改革は……零細農業の構造に手をふれなかった」とする見解により具体的に示されている。

近藤康男氏も農地改革のもたらした小所有観念の発達は「日本農業の生産力を高める……前提となる共同化が土地の私有によって困難であるという問題を……さらに著しくした」とし、「土地の共同管理」や「共同経営への発展による零細性の克服という社会主義の方策」にその解決策を求めている。

今日の時点に立ってみれば、農地改革を起点に戦後の日本資本主義経済は高度経済成長に示される新たな展開をなし得たこと、その中で過剰就業問題の解決をはじめ、零細土地所有と零細経営の問題を解きほぐすに足る働きを示し、展望を拓きつつあることは決して一義的な社会主義化や社会主義的な土地の集団化でなく、「農地改革」とそこに結節された「民主主義」が「日本農業の零細性」の問題を含めてその民主的、ブルジョア的解決への歴史的な役割を担い得る内容を持ち得たことを示している。

(4)渡辺洋三氏は「農地改革で自作農を創出し、耕作者に土地所有権を与えたのは本来、耕作者の権利を確保するためであった」としながら、商品交換社会ではすべての所有権が商品所有権としての性質を持つことは避けられないとし、「農地改革が土地所有権の移転という形態を通じて耕作権を保障しようと意図したことの限界がここに現れている」と指摘している。

(5)中村隆英氏は「農地改革は土地生産力を急速に高める効果を持ったことも重要である。全経済的にはその意義は大きかったと見るべきであろう。農地改革とその他の戦後改革は全体として後の成長を準備したという役割を果たしたのである」と主張している。また、正村公宏氏も「戦後の民主改革なしには日本戦後体制を論ずることができず、戦後の経済成長を論ずることもできない」と指摘している。

5-2 農地改革の歴史的な意義

農地改革についての議論は様々であるが、だいたいその歴史的な意義を肯定すると同時に、その限界性を指摘する議論が多いように思われる。例えば、零細農民耕作の問題が解決できなかったという点について、この問題の解決は日本の地理環境、丘陵地・零細分散の可耕地が多く、大面積の可耕地が少ないこと、また人口が多く、土地が少ないこと、とくに戦後の復員、引揚げなどで多数の人々が農村に帰ってきたことに関係があると思われる。このような現実条件に基づき、農地改革が最も徹底的に行なわれたとしても、この問題は解決できたと言えないだろう。しかし、全体的に見れば戦後の農地改革は成功の改革で、日本社会の進歩、民主的な権利の獲得、経済の近代化に積極的な役割を果たしたと言える。

6. 結論

農地改革は、近代日本の基点をなす明治維新変革における地租改正以来の、農地制度上の一大変革だといって良いのである。それは、……『『前近代的』・『半封建的』地主的土地所有制度を、基本的に解体し、それに替って自作農的土地所有制度を創出した』¹⁶のである。

農地改革はたしかに、明治以来の地主制度の下における、地主と小作の人格的な隷属関係を打破して、日本農村の近代化を遂行した画期的な変革である。しかしこの改革は、基本的には日本が再び軍事的脅威になる道を絶つことを目的にした米占領軍の指揮のもとに行なわれたこと、その米占領軍内部をふくめて改革の方針、構想については激しい議論があったこと、しかも、この構想の評価についても今日にいたるまでなお深い意見の違いがあることなど、きわめて複雑な経緯をたどってきたものである。

農地改革は確かに、総農家戸数 600 万戸の 72%にあたる 430 万農家の小作地を自作地化して、地主制をほぼ一掃した点で、まず一般的に高い歴史的評価を受けたといえよう。

この改革のむしろ主導者の立場にあった連合国最高司令官マッカーサーは、改革 3 周年の吉田茂首相宛の書簡で、その成果を称賛してつぎのように述べた、「本日は、史上恐らく最も成果を収めた農地改革計画の発足した第三周年記念日に当る。……貴国が示した模範は既に広く認められている。日本が再び国際社会に復活せんと努力している折柄、この業績は日本が民主国家として成熟期に達せんとしている最も重要となるものである。

山田盛太郎は、この改革の「画期的意義」を「正に、革命的である」としてつぎのように評価していた。「今次の農地改革の画期的意義は、地主的土地所有の根幹に触れ、いわゆる『数世紀に渡る封建制の下に日本農民を奴隷化してきた経済的桎梏』を破り、かくして、一、軍事的半封建的、日本資本主義の基柢——半封建的土地所有＝半隷農的零細農耕——の構成をその根源において再編し日本農業を本格的農業へ解放する道を拓き、二、瓦解した軍事的半封建的、日本資本主義の揚棄としての、日本経済再建の、新しい基礎の——土地所有＝農業経営の再編——を確立する方向を規定していること、以上の二点において、方向を規定する点において、正に、革命的である」¹⁷と。（しかし山田はのちに、創出された「自作農的土地所有」は、すでにこの段階では零細農耕として固定化された、と評価を変えている。）

農地改革によって遂行された土地所有制度の変革について、山田はこのように、一歩ふみ込んで、この変革を起点として今後展開するであろう日本農業の方向をもふくめて評価しようとしたのに対して、他の意見の多くは、この改革による農村の近代化、民主化に注目するものであった。当時のこのような代表的な見解を、次に 1 つあげておこう。近代的勤労者としての農民の独立と、これによって自家労力の評価の可能性を与えられた点に注目した綿谷赴夫は、農地改革は地主制を掘りくずすことによって「近代的勤労者として

¹⁶ 暉峻衆三 『日本農業問題の展開 下』東京大学出版会、1984、367 ページ。

¹⁷ 綿谷赴夫「農地改革後の農地改革の課題」1951（うちに、『諸作集』第 2 巻、農業構造の理論、農林統計協会、1979、に所収）35～40 ページ。

の農民の人格的独立とこれにもとづく正しい自家労力の評価とを可能たらしめ……」、「勤労者としての農民が、国全体の一般的剰余価値率に相当するだけの労働条件を確保できることは、農業近代化の表式たる差額地代表の重要な内容であった」、「農地改革は、わが国農業における差額地代表の本格的確立への、大きな前進だったといわねばならない」¹⁸、としていた。

さて他方、農地改革の諸限界については、改革当時から多くの活発な議論が展開されてきたが、その主な論点としては次のようなものが挙げられよう。

(1) 改革の対象がまさに農地に限られて、広大な林野その他に及ばず、その後の農民的畜産業、林業などの日本農業展開の道を封じたこと、(2) 分散錯綜耕圃制のもとでの零細地片を、ほとんどそのまま小作農民の所有に移転することによって、農民経営の一層の零細化をもたらしたこと、(3) このような自作農（「独立自営農民」）の創設によっては、日本資本主義の現状のもとでは、農民経営の発展は望めず、むしろ、かつて農村の民主化をはばんできた農民の窮乏をそのままひき継ぐことになりはしないか、などであった。そして、その後の日本農業・農村の展開のなかで、とくに後二者は最も困難な課題となったのである。

参考文献

1. 石川英夫 『土地と農村』農林統計協会、1983。
2. チェルキンスキー『現代欧州に於ける土地制度の研究』報道出版社、1943。
3. 王家福、黄明川『中国の土地法』成文堂、1996。
4. 田中恭子『土地と権力』名古屋大学出版会、1996。
5. 本間義人『土地問題総点検』有斐閣、1988。
6. 三上禮次『都市の土地』自治体研究社、1999。
7. 大泉英次、山田良治『戦後日本の土地問題』ミネルヴァ書房、1989。
8. ヘンリー・ジョージ『進歩と貧困』日本経済評論社、1991。
9. 本間義人『韓国・台湾の土地政策』東洋経済新報社、1991。
10. ジョン・ロールズ『正義論』紀伊國屋書店、1979。
11. 天野元之助『中国の土地改革』アジア経済研究所、1962。
12. アジア経済研究所『アジアの土地改革』アジア経済研究所、1962。
13. 福本和夫『戦後日本の農林業問題』弘文堂、1959。
14. 近藤康男『昭和後期農業問題論集』農山漁村文化協会、1985。
15. 庄司俊作『日本農地改革史研究』御茶の水書房、1999。
16. 滝川勉、斎藤仁『アジアの土地制度と農村社会構造』アジア経済研究所、アジア経済出版会、1968。
17. 『土地問題講座』鹿島研究所出版会、1972。
18. 東畑四郎、松浦龍雄『昭和農政談』家の光協会、1980。
19. 日本土地法学会『土地所有権の比較法的研究』有斐閣、1978。
20. 近藤康男『農地改革の諸問題』有斐閣、1951。
21. 『近藤康男著作集』農山漁村文化協会、1974。
22. 三好四郎『半封建的土地所有論』刀江書院、1956。
23. 田辺勝正『現代農地制度論』御茶の水書房、1967。
24. 農林水産省構造改善局農地制度実務研究会『逐条農地法』学陽書房、1996。
25. R. P. ドーア『日本の農地改革』岩波書店、1965。

¹⁸ 大内力『日本資本主義の農業問題』（改訂版）東京大学出版会、1952、299 ページ。

26. T. スペンス／〔ほか〕『近代土地改革思想の源流』 御茶の水書房、1982。
27. 福島正夫『地租改正』吉川弘文館、1968。
28. 高橋伊一郎、白川清『農地改革と地主制』農林省農業総合研究所、1955。
29. 西田美昭『戦後改革期の農業問題』日本経済評論社、1994。
30. 大阪府『大阪府農地改革史』 御茶の水書房、1983。
31. 東京大学社会科学研究所 戦後改革 東京大学出版会 1975
32. 古島敏雄, 的場徳造, 暉峻衆三『農民組合と農地改革』東京大学出版会、1956。
33. 小倉武一著作集 『農山漁村文化協会』 1982。
34. 山田功男『農地改革』上巻、日本評論社、1985。
35. 山田功男『農地改革』下巻、日本評論社、1985。
36. 群馬県農地部編『群馬県農地改革誌』不二出版、1990。
37. 岩手県農地改革史編纂委員会『岩手県農地改革史』不二出版、1990。
38. 小池基之著『金目村における農地改革の過程とその結果』農政調査会、1952。
39. ウォルフ・ラデジンスキー; ワリンスキー編 ; 斎藤仁〔ほか〕監訳。『農業改革貧困への挑戦』日本経済評論社、1984。
40. 広島県編『広島県農地改革誌』 御茶の水書房、1983。
41. 大阪府編『大阪府農地改革史』 御茶の水書房、1983。
42. 山内一夫著『憲法論考』成文堂、1981。
43. 吉井晃『憲法訴訟と日本の動向』農山漁村文化協会、197。
44. 農地委員会埼玉県協議会, 埼玉県農業復興会議共編『農地改革は如何に行はれたか』埼玉県農地改革の実態農地委員会埼玉県協議会、1949。
45. 農地委員会神奈川県協議会『神奈川県農地改革史』1950。
46. 山田盛太郎|編『日本資本主義の諸問題 : 小林良正博士還暦記念論文集』 未来社、1960。
47. 山崎春成『農地改革と日本農業』大月書店、1957。
48. 『農地改革事件記録』農政調査会、1956。
49. 山田盛太郎著、小林賢斉〔ほか〕『第1巻 - 月報』岩波書店、1983-1985。
50. 『農地改革執務参考資料』農林省農地部。
51. 農地改革資料編纂委員会編『農地改革資料集成』 第1巻 - 第16巻、農政調査会。